学校園における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
（第４版）

令和２年８月１１日

加古川市教育委員会

目次

はじめに ･･･ 01
「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準･････････････････････････････････ 02

レベル１段階における感染症予防対策
Ⅰ　コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項 ･････････････････････････････ 04
　１　発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底 ･････････････････････ 04
　２　クラスターの発生リスクを下げるための３原則を守る環境づくり ･････････････ 05
　３　免疫力を高める指導 ･･･ 08
　４　心のケアについて ･･･ 08
　５　感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について ･････････････････････････ 08
　６　個人情報の保護について ･･･ 09

Ⅱ　教育活動における留意事項 ･･･ 10
　１　夏季休業日短縮に伴う熱中症対策について ･････････････････････････････････ 10
　２　各教科学習等における留意事項 ･･･ 11
　３　修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外行事 ･････････････････････････････ 13
　４　健康診断について ･･･ 13
　５　学校給食について ･･･ 13
　６　清掃活動について ･･･ 14
　７　休み時間について ･･･ 14
　８　部活動について ･･･ 15

Ⅲ　学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について ･････････ 17
　１　幼児児童生徒の出席停止等の考え方 ･････････････････････････････････････ 18
　２　教職員の休暇等の考え方 ･･･ 20
　３　学校・学年・学級の臨時休業の考え方 ･････････････････････････････････････ 20

レベル２段階における感染症予防対策
Ⅰ　コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項 ･････････････････････････････ 22
　１　発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底 ･････････････････････ 22
　２　クラスターの発生リスクを下げるための３原則を守る環境づくり ･････････････ 23
　３　免疫力を高める指導 ･･･ 25
　４　心のケアについて ･･･ 25
　５　感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について ･････････････････････････ 25
　６　個人情報の保護について ･･･ 26

Ⅱ 教育活動における留意事項 …… 27
1 分散登校（園）の実施 …… 27
2 夏季休業日短縮に伴う熱中症対策について …… 28
3 各教科学習等における留意事項 …… 29
4 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外行事 …… 31
5 健康診断について …… 31
6 学校給食について …… 31
7 清掃活動について …… 32
8 休み時間について …… 32
9 部活動について …… 32

Ⅲ 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について …… 34
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方 …… 35
2 教職員の休暇等の考え方 …… 37
3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方 …… 37

レベル３臨時休業中の対応
1 幼児児童生徒への対応 …… 39
2 教職員の対応 …… 40

障害の状況に応じた指導・支援 …… 41

保護者への注意喚起 …… 42

参考資料集
・健康観察表（家庭用） …… 43
・チェックリスト（例） …… 44
・「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」…… 45

はじめに

全国及び兵庫県内の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められる状況である。このような状況下においては、持続的に幼児児童生徒の教育・保育を受ける権利を保障していくため、学校園における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校園運営を継続していく必要がある。

８月６日に文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.8.6 Ver.3)」では、現段階における最新の知見に基づき、学校園における衛生管理方法等について明示された。

そこで、文部科学省による感染症防止対策を基に、第３版を改訂し、学校園において留意すべき事項についてまとめた。

今後、学校園においては、本マニュアルに沿った運営を行い、学校教育活動を継続しつつ、「新しい生活様式」の定着を図っていくこととする。

なお、この取扱いについては、現時点での対応指針であり、日々状況が変化しているため今後変更が生じる場合があるので、適宜、市教育委員会からの通知等に基づき、対応願いたい。

令和２年８月１１日
加古川市教育委員会

基本大原則

１　安全を最優先に考え、発熱・咳など、かぜ症状のある幼児児童生徒をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、幼児児童生徒同士及び教職員との間での接触を避けること。

２　クラスターの発生リスクを下げるための３原則を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、多くの人が「密集」、「密接」での会話や発声が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。

３　感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように、幼児児童生徒及び教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意すること。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	登校方法	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動
レベル３	臨時休業もしくは分散登校	できるだけ２m程度（最低１m）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル２	分散登校	できるだけ２m程度（最低１m）	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル１	通常登校	１mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル３」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域

「レベル２」・・生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間、注意を要する地域

「レベル１」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル２にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

○ 今後、本市がいずれのレベル対応を行うかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、市の衛生主幹部局、保健所（加古川健康福祉事務所）と相談の上、判断する。

○ レベル１、レベル２・３段階において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、P４以降に詳述しています。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」　（2020 年 5 月 14 日）から抜粋

○　地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、４月１日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下３区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

①特定（警戒）都道府県：法第４５条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ。

②感染拡大注意都道府県：都道府県において、地域の感染状況をモニタリング。「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、法第２４条第９項に基づき要請を行う。

③感染観察都道府県　　：引き続き感染状況をモニタリングするとともに、「新しい生活様式」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

		①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準		【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間等で判断。 【再指定基準】 4／7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
対応	基本方針	特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」（特定警戒においては、極力8割の接触機会の低減）で新規感染者数を劇的に抑えこむ。	感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」徹底する。 必要に応じ、知事が法第24条第9項に基づく協力要請を実施。	引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を維持。
	外出	・法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 ・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 ・不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。 ・3密の場所への移動を徹底して避ける。
	出勤	・「出勤者数の7割削減」を目指す。 ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等	・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進	・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。	・クラスターのおそれのあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。	・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 ・参加者は 100 名以下、かつ、収容人数の 50%以下を目安とする。
	施設の使用制限	・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） ・公園、博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。	・都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。

レベル　１　段階における感染症予防対策

Ⅰ　コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

１　発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

（１）家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校（園）を控えていただくよう保護者に周知する。「健康観察表」*は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園と健康状態についての情報を共有する。「健康観察表」は、１か月分は保存する。

＊「健康観察表」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて P43 を参照

（２）登（下）校時の注意

集団での登（下）校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることから、手が届かないくらいの距離をおき、１列で、熱中症リスクを避けるため、マスクを外して歩くように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。

（３）学校園での朝の健康観察（学級担任等）

① 登校（園）指導として、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校（園）前に検温をしていない幼児児童生徒に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を、１回毎に消毒する。

② 欠席者及び遅刻している者を把握し、理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。

③ 出席者の健康観察を行う。

④ 健康観察の結果を学級ごとにまとめ、担当者に報告する。

⑤ 学級ごとの健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。

⑥ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

２ クラスターの発生リスクを下げるための３原則を守る環境づくり

（１）基本的な感染症対策

接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。

（２）教室内の換気・配席の工夫

① 可能な限り窓は常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、原則として２方向の窓を同時に開ける。また、エアコンを使用する際は、必ず換気扇を作動させることとする。ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児児童生徒の服装についても配慮する。

② 教室内では、身体的距離が十分とれない場合は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、幼児児童生徒までの距離を１ｍを目安に可能な限り離す。

③ 座席間を離して着席するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を１ｍを目安に可能な限り離すよう配慮する。

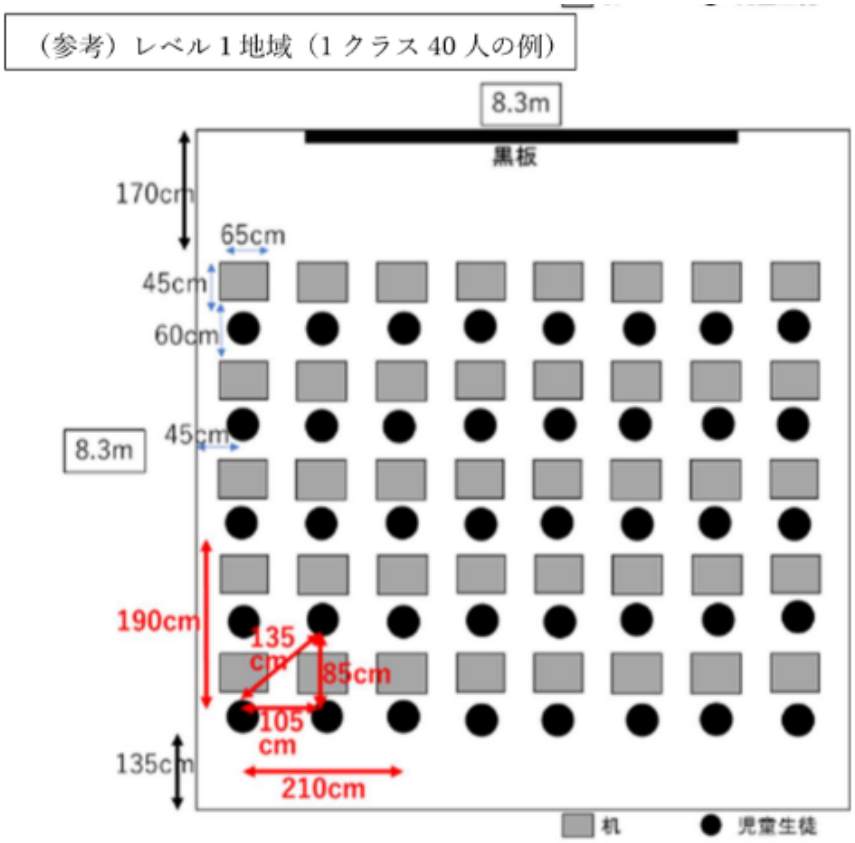

④ グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、飛沫を飛ばさないよう、マスクを必ず着用する。

⑤ マスクの供給不足の状況を踏まえ、手作りマスクの作成・使用を積極的に行う。マスクは、いずれの色も可とする。

＊マスクの作り方（加古川市ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内）

https://www.city.kakogawa.lg.jp/fukushikenko/iryo_kenko/kansensho/17430.html

●クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための３つの原則

１　換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば２方向の窓を同時に開け、換気を励行する。

ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはない。

２　人の密度をさげる

人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を１ｍ程度あけるなどして、人の密度を減らす。

３　近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

参考

・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック［第 2 版］2020 年 3 月 15 日改訂

・2020 年 3 月 9 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」

（３）学校給食時の注意点

給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、洗濯していない給食エプロンを共用しない。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクをする。また、喫食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。 ※P13 参照

（４）清掃・消毒の実施

清潔な空間を保ち、健康的な生活により幼児児童生徒の免疫力を高めるため、床の拭き掃除を除き、通常の清掃活動を行う。清掃活動の前後には、手洗いを徹底する。

消毒については、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、１日に１回以上、ペーパータオル等に消毒液（次亜塩素酸水など）を十分に含ませて清掃を行う。ただし、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

※家庭用洗剤については P45～46 参照

また、校園内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理する。 ＊「チェックリスト」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて P44 を参照

３ 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

４ 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

５ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、幼児児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられること

から、誰しもが感染する可能性があるのであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

6 個人情報の保護について

幼児児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

Ⅱ 教育活動における留意事項

令和２年度は、学校の夏季休業日を８月１日から８月 16 日までの 16 日間に短縮するとともに、年間行事を大幅に見直し、学校行事等を行わない時間を学習にあて、学習に重点的に取り組むこととする。その際、前年度の３月に指導予定であった内容から実施し、今年度内に、教育活動が終了するよう計画し、学びを保障する。

また、夏季休業日短縮に伴う熱中症対策についても十分留意することとする。

１ 夏季休業日短縮に伴う熱中症対策について

熱中症防止のため、特に気温・湿度・風の有無等の気象状況及びＷＢＧＴ（暑さ指数）に十分留意するとともに、幼児児童生徒個々の体力に応じた指導を行う。

○ 家庭及び学校園における健康観察時に、コロナウイルス感染症に関する症状に加えて、熱中症の有無についても十分注意する。

○ 登校（園）に合わせて、各教室のエアコンを作動させ、適切な温度にしておく。

○ 教室に入る前に汗をよく拭かせ、水分補給を行わせる。

○ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導する。その際、できるだけ人との十分な距離を保つこと、近距離での会話を控えることなども指導する。

○ 体育など屋外での活動は、ＷＢＧＴが31℃以上で、原則、運動を禁止する。

●暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504 「WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

●日常生活に関する指針

温度基準（WBGT）	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険（31℃以上）	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒（28～31℃※）		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒（25～28℃※）	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意（25℃未満）	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※（28～31℃）及び（25～28℃）については、それぞれ28℃以上31℃未満、25℃以上28℃未満を示します。
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

●運動に関する指針

気温（参考）	暑さ指数（WBGT）	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒（激しい運動は中止）	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒（積極的に休息）	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意（積極的に水分補給）	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全（適宜水分補給）	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

２ 各教科学習等における留意事項

「Ⅰ ２ クラスターの発生リスクを下げるための３原則を守る環境づくり」に加え、次の内容を追加する。あくまで原則であるので、状況に応じて対策を講じる。

（１）授業時の教室環境

○ 換気を徹底する。

○ 配席の工夫により一定の距離を確保する。

○ 近距離での会話をできるだけ避ける。

（２）共用で器具や用具を使用するときの注意事項

○ 理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において共用で使用する器具や用具、ＩＣＴ機器を使用する場合は、使用前後に手洗いを必ず行う。

（３）特に配慮を要する教科

実施については、慎重に検討し、短時間の活動に限定するなどの対応をとったうえで、実施することとする。

○ 技術・家庭科（家庭分野）

・調理実習はできるだけ回数・時間を絞り、一定の距離を保ち、向き合わないように工夫する。

・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避ける。

○ 体育科、保健体育科

・身体へのリスクを考慮し、運動時には、マスクを着用しない。ただし、教師は、原則マスクを着用する。

・児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を実施する場合、短時間の活動となるよう留意する。

・体つくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は短時間で実施する。

例：サッカーにおけるボールの奪い合い　　バスケットボールにおける防御

・水泳実習については、定期検診等が２学期以降の実施になる状況があり、また、更衣室での密閉・密集も避けられないことから、中止とする。

・できる限り、屋外で学習する。

・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放し、十分な換気を行う。

（開放が難しい場合は、20～25 分ごとに 1 回活動休止し、5 分程度の換気を行う。）

・近距離での会話や活動はできる限り避ける。

・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。

・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。

・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。

・できるだけ早期に、１、２年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第３学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、同じく小学校体育科保健領域の第３学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導する。　【小学校】

・できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第３学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導する。　【中学校】

○ 音楽科

・できるだけ広い空間で、可能な限り幼児児童生徒の距離をとり、同じ方向を向いて、歌唱指導や口に触れる楽器の演奏などを実施する。

・身体の接触を伴う活動はできる限り避ける。

○ 英語・外国語活動

・握手、ハイタッチや、身体の接触を伴う活動はできる限り避ける。

（４）日常の保健指導

保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」（令和２年４月　文部科学省）を参考に、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう指導する。

３ 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

・小・中学校については、修学旅行以外の泊を伴う行事、運動会、音楽会等、事前指導を長時間要する学校行事を今年度は行わないこととし、児童生徒・保護者・地域住民にできるだけ早く周知する。
また、自然学校、トライやる・ウィークについては１日、環境体験事業については１日以上、目的に沿った活動を実施する。

・児童生徒のモチベーションを維持するため、半日もしくは１日程度の児童会・生徒会行事、学校行事を工夫して実施する。

・延期や中止に伴うキャンセル料等については、キャンセル料が発生する前に、市教育委員会に相談する。

・修学旅行における感染症対策については、本マニュアルにおける感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（６月３日公表、同２３日第２版）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、各校の行程に応じて行う。

４ 健康診断について

令和２年度の幼児児童生徒の定期健康診断については、１学期は実施せず、学校（園）医と相談のうえ、２学期以降に実施する。

５　学校給食について

・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。

・給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク

及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しない。

・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教職員が行い、おかわり等の配食は、教職員が行う。

・万が一の事故発生時に関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも１週間固定する。

・給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いを徹底する。

・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。なお、ランチルームを利用する場合は、児童生徒等の間隔をできる限り離すよう工夫する。

６　清掃活動について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要であり、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにして行う。一方、共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行い、清掃活動の前後には、必ずせっけんを用いた手洗いを徹底する。

（１）用具等の点検

清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。※P45～46 参照

（２）教室、教室前の廊下・流しの清掃

床の拭き掃除を除く通常の清掃活動の範囲で対応する。衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも有効である。

（３）共有箇所の清掃

トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。

（４）手洗いの徹底

器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを必ず行うよう指導する。

７　休み時間について

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒

本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないことを指導する。

８　部活動について

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため生徒だけに任せるのではなく、顧問等が部活動の実施状況を必ず把握する。当面、公式試合・練習試合・合同練習等は県内の活動に限り、極力、近隣市町での活動にとどめることし、感染リスクの回避を行うこと。

（１）生徒の健康チェック等

顧問は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させない。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認する。

（２）活動にあたっての注意事項

① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮する。

② ノー部活デーの実施を徹底する。

③ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する。特に、活動前後や休憩時の手洗いを徹底する。

④ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行う。原則開放（２方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は 20 分～25 分に１回活動を休止し、５分程度の換気を行う。

⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫する。

⑥ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を避ける。

⑦ 相手と一定時間接触するような、例えば、バスケットボールの１対１、柔道の乱取り等の対人練習などについては、できるだけ短時間での実施とする。また、吹奏楽や合唱等におけるパート練習、全体練習についても同様とする。

⑧ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても、感染症

対策が十分とれない場合は実施しない。

（３）活動環境への配慮

① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫する。(特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。)

② 更衣については、教室等を使用するなど、一度に多数の生徒が使用しない工夫により、人の密度を下げる。また、換気を十分に行う。

③ 接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。

④ 共用部分（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒については、原則として１日１回以上行うこと。

新型コロナウイルス感染症患者の発生を確認
（対象：幼児児童生徒・保護者・教職員）

学校園

≪保健所への連絡・連携≫

◎保健所へ連絡
◎情報の収集・健康観察の開始（保健所の指示に従う）
◎幼児児童生徒、保護者への情報提供（保健所の指示に従う）

≪教育委員会・学校（園）医との連携≫

◎教育委員会・学校（園）医に連絡（情報共有、指示に従う）
〇幼児児童生徒の出席停止措置
〇配付資料等の準備（保健所の指示・教育委員会の助言に従う）
・保護者あて文書
・登校（園）前の健康観察等に関する協力依頼　等
〇必要な場合は臨時休業措置（教育委員会と協議）
〇配慮事項
・窓口の一本化、患者等のプライバシーの保護　等

※学校園は、保健所が感染症法第 15 条に基づいて行う「疫学調査」に協力する

◎連絡　〇連携

教育委員会

〇患者発生時の対応の指示
〇保護者あて文書への助言
〇必要な場合は臨時休業（延長含む）について協議

≪連絡先≫
学務課（学事保健係）079-427-9342･9343
学校教育課（企画・指導係）079-427-9354

〇連携

◎連絡　◎連携

加古川健康福祉事務所

◎保健所の指示のもと実施・協力
・疫学調査、情報収集
・欠席者、体調不良者の把握　等

≪連絡先≫
帰国者･接触者相談センター（加古川健康福祉事務所内）
※　平日 9:00～17：30　079-422-0002
２４時間コールセンター　078-362-9980

〇連携

◎連絡　〇連携

学校（園）医

保健所の助言等を踏まえて
〇健康観察に関する助言
〇出席停止等に関する助言

1　幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

（１）幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い)】

＊同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日：　感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校（園）日の翌日

終了日：　専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日：　濃厚接触者と認定された日（同居家族等の感染判明日）

終了日：　症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす 14 日間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

（２）幼児児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い)】

【出席停止の期間】

開始日：　家族が 濃厚接触者と認定された日

終了日：　家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(１)」へ

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

（３）幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い)】

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日：　症状の出た日

終了日：　症状がなくなった日

※息苦しさ（呼吸困難)、強いだるさ（倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがあ

る場合は、帰国者・接触者相談センターへ要相談

② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「（１）」へ

（４）登校（園）に不安を抱える幼児児童生徒への対応について

【出席停止（新型コロナウイルス感染防止のため）】

保護者の方のご心配の内容に応じて、学校園での感染症対策について丁寧に説明するなどの対応をとる。そのうえで、感染の不安・心配を理由に登校できない幼児児童生徒については、保護者の同意のもと、学校園長判断で欠席扱いとしない。

（５）医療的ケアが日常的に必要及び基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応について

令和２年３月 24 日付元文科初第 1789 号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）の登校については以下のように取り扱う。

① 登校（園）の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障害があり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い※ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医等に相談のうえ、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校（園）の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医に相談のうえ、登校（園）の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校（園）すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」とする。

※ 重症化するリスクが高い

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校（園）教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減ら

すなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、校（園）外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記１の「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応する。

また、教職員については、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことが重要である。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告する。

3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方

教育委員会は、学校園からの出席停止の報告をもとに、次により臨時休業を決定する。

（１）幼児児童生徒に感染が判明した場合の臨時休業措置

① 「１ 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」（p18）の（１）①の「感染」が判明した場合、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、濃厚接触者の範囲が特定されるまでの間、学校園の全部又は一部を臨時休業とする。

感染が判明した時点	休業措置の内容
始業時刻まで	・判明日当日から必要な期間（２～３日程度）
始業時刻以降、終業時刻まで	・判明された時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講じ、翌日から必要な期間（２～３日程度）
終業時刻以降、学校園の休業日	・翌日から必要な期間（２～３日程度）

② 換気を十分行うとともに、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。施設全体ではなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05％の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

③ 市教育委員会は、保健所の調査や学校（園）医の助言等により、感染者の学校内で

の活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校（園）内で感染が広がっている可能性について検討し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業実施の可否について決定する。

学校（園）内で感染が広がっている可能性が低い場合	感染した幼児児童生徒や濃厚接触者の出席停止 教職員が感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする
学校（園）内で感染が広がっている可能性が高い場合	学校園の全部又は一部を臨時休業

（２）幼児児童生徒及びその家族が濃厚接触者と認定された場合の臨時休業措置

学校園内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を考慮し、加古川健康福祉事務所の指示に従って対応する。

（３）教職員に感染者（感染の疑いのある者を含む）が出た場合の対応

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、市教育委員会と協議し、決定する。

「濃厚接触者」とは

「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した２日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他： 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

出典： 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
（令和 2 年 4 月 20 日版）国立感染症研究所 感染症疫学センター

レベル　２　段階における感染症予防対策

Ⅰ　コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

１　発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

（１）家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校（園）を控えていただくよう保護者に周知する（同居の家族にかぜ症状がみられる場合も同様とする）。「健康観察表」*は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園と健康状態についての情報を共有する。「健康観察表」は、１か月分は保存する。

＊「健康観察表」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じてｐ43 を参照

（２）登（下）校時の注意

集団での登（下）校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることから、手が届かないくらいの距離をおき、１列で、熱中症リスクを避けるため、マスクを外して歩くように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。

（３）学校園での朝の健康観察（学級担任等）

① 登校（園）指導として、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校（園）前に検温をしていない幼児児童生徒に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を、１回毎に消毒する。

② 欠席者及び遅刻している者を把握し、理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。

③ 出席者の健康観察を行う。

④ 健康観察の結果を学級ごとにまとめ、担当者に報告する。

⑤ 学級ごとの健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。

⑥ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

２ クラスターの発生リスクを下げるための３原則を守る環境づくり

（１）基本的な感染症対策

石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。

（２）教室内の換気・配席の工夫

① 可能な限り窓は常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、原則として２方向の窓を同時に開ける。また、エアコンを使用する際は、必ず換気扇を作動させることとする。ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児児童生徒の服装についても配慮する。

② 教室内では、身体的距離が十分とれない場合は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、幼児児童生徒までの距離を可能な限り一定程度（おおむね１～２ｍ）離す。

③ 座席間を離して着席するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を１ｍ以上離して、対面とならない形で着席させるなど工夫する。

④ グループ活動は実施しない。

⑤ マスクの供給不足の状況を踏まえ、手作りマスクの作成・使用を積極的に行

（参考）レベル２・３地域（1 クラス 20 人の例）

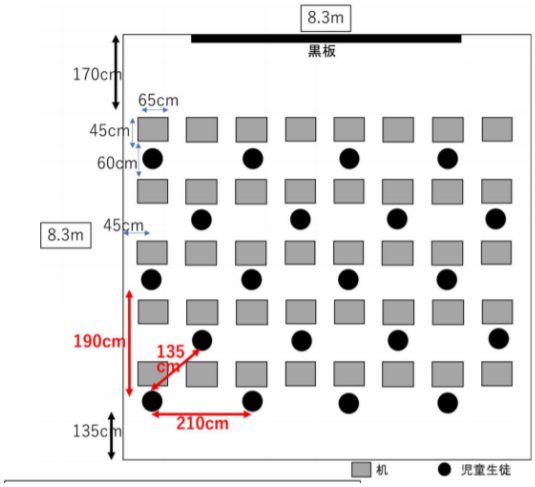

う。マスクは、いずれの色も可とする。

＊マスクの作り方（加古川市ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内）

https://www.city.kakogawa.lg.jp/fukushikenko/iryo_kenko/kansensho/17430.html

●クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための３つの原則

１　換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば２方向の窓を同時に開け、換気を励行する。

ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはない。

２　人の密度をさげる

人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を１～２m程度あけるなどして、人の密度を減らす。

３　近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

参考

・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック［第 2 版］2020 年 3 月 15 日改訂

・2020 年 3 月 9 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」

（３）学校給食時の注意点

給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、洗濯していない給食エプロンを共有しない。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクをする。また、喫食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。

（４）清掃・消毒の実施

清潔な空間を保ち、健康的な生活により幼児児童生徒の免疫力を高めるため、床の拭き掃除を除き、通常の清掃活動を行う。清掃活動の前後には、手洗いを徹底する。

消毒については、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、１日に１回以上、ペーパータオル等に消毒液（次亜塩素酸水など）を十分に含ませて清掃を行う。ただし、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

※家庭用洗剤については P45～46 参照

また、校園内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理する。　＊「チェックリスト」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて P44 を参照

３ 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

４ 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

５ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、幼児児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられること

から、誰しもが感染する可能性があるのであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

6 個人情報の保護について

幼児児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

Ⅱ 教育活動における留意事項

幼児児童生徒数の多い学級にあっては、20 人以下のグループに分けた上で、登校（園）の対象とするグループを順次変え、分散して登校させ、授業を行う。

また、令和２年度は、学校の夏季休業日を８月１日から８月 16 日までの 16 日間に短縮するとともに、年間行事を大幅に見直し、学校行事等を行わない時間を学習にあて、学習に重点的に取り組むこととする。その際、前年度の３月に指導予定であった内容から実施し、今年度内に、教育活動が終了するよう計画する。

１ 分散登校（園）の実施

（１）身体的距離の確保

１学級 20 人以下の分散登校にすることで、幼児児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね１～２メートル）、対面とならないように留意し、教育活動を行う。

校時表の作成については、休憩時間を普段より長く設定したり、１時間目の授業開始を少しずらしたりすることで、トイレや手洗い場等に、一度に多くの幼児児童生徒が集まらないように工夫する。

また、登下校については、「Ⅰ－１－（２）登（下）校時の注意」に基づき、指導の徹底を図る。その際、特に通学に不慣れな小学校第１学年の安全に十分注意する。

（２）分散登校（園）期間の授業（保育）実施

小学校では、各学級を２つに分け、1 日おきに 1 コマ 45 分の授業を行う。中学校では、１学級を２つに分け、午前登校と午後登校の２つに分け、１コマ 40 分の４時間授業を実施する。幼稚園については、当面の間、午前保育とする。

※授業実施例はｐ28 を参照

（３）分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校しない児童が生じることから、８時 30 分から児童クラブにおける１日保育を実施する。ただし、密を避けるため、家庭で保育が可能な場合は、自粛を強く要請する。

○分散登校期間中の授業実施例

＜小学校＞

	Ａグループ	Ｂグループ		Ａグループ	Ｂグループ
8：15	登　校	家庭学習	8：15	家庭学習	登　校
8：30～9：15	１校時		8：30～9：15		１校時
9：30～10：15	２校時		9：30～10：15		２校時
10：30～11：15	３校時		10：30～11：15		３校時
11：30～12：15	４校時		11：30～12：15		４校時
12：15～13：00	給　食		12：15～13：00		給　食
13：15～14：00	５校時		13：15～14：00		５校時
14：15～15：00	６校時		14：15～15：00		６校時
15：15	下　校		15：15		下　校

※ＡグループとＢグループを１日ごとに入れ替えて実施する。

＜中学校＞

午　前			午　後		
	Ａグループ	Ｂグループ		Ａグループ	Ｂグループ
8：15	登　校	家庭学習	12：30	家庭学習	登　校
8：30～9：10	１校時		12：45～13：25		１校時
9：20～10：00	２校時		13：35～14：15		２校時
10：10～10：50	３校時		14：25～15：05		３校時
11：00～11：40	４校時		15：15～15：55		４校時
11：50	下　校		16：05		下　校

※ＡグループとＢグループを１日ごとに入れ替えて実施する。

２　夏季休業日短縮に伴う熱中症対策について

熱中症防止のため、特に気温・湿度・風の有無等の気象状況及びＷＢＧＴ（暑さ指数）に十分留意するとともに、幼児児童生徒個々の体力に応じた指導を行う。

○　家庭及び学校園における健康観察時に、コロナウイルス感染症に関する症状に加えて、熱中症の有無についても十分注意する。

○　登校（園）に合わせて、各教室のエアコンを作動させ、適切な温度にしておく。

○　教室に入る前に汗をよく拭かせ、水分補給を行わせる。

○　気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導する。その際、できるだけ人との十分な距離を保つこと、近距離での会話を控えることなども指導する。

○　体育など屋外での活動は、ＷＢＧＴが31℃以上で、原則、運動を禁止する。

●暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS　Z 8504　「WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

●日常生活に関する指針

温度基準（WBGT）	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険（31°C以上）	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒（28～31°C※）		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒（25～28°C※）	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意（25°C未満）	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※（28～31°C）及び（25～28°C）については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

●運動に関する指針

気温（参考）	暑さ指数（WBGT）	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35°C	28～31°C	厳重警戒（激しい運動は中止）	WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31°C	25～28°C	警戒（積極的に休息）	WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28°C	21～25°C	注意（積極的に水分補給）	WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全（適宜水分補給）	WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

３　各教科学習等における留意事項

「Ⅰ　２　クラスターの発生リスクを下げるための３原則を守る環境づくり」に加え、次の内容を追加する。あくまで原則であるので、状況に応じて対策を講じる。

（１）授業時の教室環境

○ 換気を徹底する。

○ 配席の工夫によりソーシャルディスタンスを確保する。

○ 近距離での会話を避ける。

（２）共用で器具や用具を使用するときの注意事項

○ 理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において共用で使用する器具や用具、ＩＣＴ機器を使用する場合は、使用前後に手洗いを必ず行う。

（３）特に配慮を要する教科

○ 技術・家庭科（家庭分野）

・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、調理実習は実施しない。

・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避ける。

○ 体育科、保健体育科

・飛沫感染の恐れがない活動時には、マスクを着用せずに活動してもよい。

・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は実施しない。

・体つくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避ける。

例：サッカーにおけるボールの奪い合い　　バスケットボールにおける防御

・水泳実習については、定期検診等が２学期以降の実施になる状況があり、また、更衣室での密閉・密集も避けられないことから、中止とする。

・できる限り、屋外で学習する。

・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放し、十分な換気を行う。

（開放が難しい場合は、20～25 分ごとに 1 回活動休止し、５ 分程度の換気を行う。）

・近距離での会話や活動は避ける。

・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。

・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。

・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。

○ 音楽科

・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動、口に触れる楽器の演奏などを実施しない。

○ 英語・外国語活動

・握手、ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける。

（４）日常の保健指導

保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」（令和２年４月　文部科学省）を参考に、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう指導する。

４ 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

・小・中学校については、修学旅行以外の泊を伴う行事、運動会、音楽会等、事前指導を長時間要する学校行事を今年度は行わないこととし、児童生徒・保護者・地域住民にできるだけ早く周知する。

また、自然学校、トライやる・ウィークについては１日、環境体験事業については１日以上、目的に沿った活動を実施する。

・延期や中止に伴うキャンセル料等については、キャンセル料が発生する前に、市教育委員会に相談する。

・修学旅行における感染症対策については、本マニュアルにおける感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（６月３日公表、同２３日第２版）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、各校の行程に応じて行う。

５ 健康診断について

令和２年度の幼児児童生徒の定期健康診断については、１学期は実施せず、学校（園）医と相談のうえ、２学期以降に実施する。

６　学校給食について

・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。

・給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク

及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しない。

・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教職員が行い、おかわり等の配食は、教職員が行う。

・万が一の事故発生時に関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも１週間固定する。

・給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いを徹底する。

・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。なお、ランチルームを利用する場合は、児童生徒等の間隔を１～２ｍ程度離すよう工夫する。

7　清掃活動について

清掃活動は、児童生徒は行わないこととする。

8　休み時間について

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、トイレ休憩については混雑しないよう工夫する。また、 廊下で滞留しないよう、私語を慎むこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないことについて指導する。

9　部活動について

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため生徒だけに任せるのではなく、顧問等が部活動の実施状況を必ず把握する。また、学校内での活動に限る。

（１）生徒の健康チェック等

顧問は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させない。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認する。

（２）活動にあたっての注意事項

① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう

配慮する。

② 活動時間は当面の間、原則として１時間程度とする。また、活動終了後は速やかに下校させる。

③ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する。特に、活動前後や休憩時の手洗いを徹底する。

④ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行う。原則開放（２方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は 20 分～25 分に１回活動を休止し、５分程度の換気を行う。

⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫する。

⑥ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を避ける。

⑦ 相手と一定時間接触するような、例えば、バスケットボールの１対１、柔道の乱取り等の対人練習などについては、避けるようにする。また、吹奏楽や合唱等においては、個別練習とする。

⑧ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても、当面の間、引き続き禁止とする。

（３）活動環境への配慮

① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫する。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）

② 更衣については、教室等を使用するなど、一度に多数の生徒が使用しない工夫により、人の密度を下げる。また、換気を十分に行う。

③ 接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。

④ 共用部分（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒については、原則として１日１回以上行うこと。

新型コロナウイルス感染症患者の発生を確認
（対象：幼児児童生徒・保護者・教職員）

学校園

≪保健所への連絡・連携≫

◎保健所へ連絡
◎情報の収集・健康観察の開始（保健所の指示に従う）
◎幼児児童生徒、保護者への情報提供（保健所の指示に従う）

≪教育委員会・学校（園）医との連携≫

◎教育委員会・学校（園）医に連絡（情報共有、指示に従う）
〇幼児児童生徒の出席停止措置
〇配付資料等の準備（保健所の指示・教育委員会の助言に従う）
・保護者あて文書
・登校（園）前の健康観察等に関する協力依頼　等
〇必要な場合は臨時休業措置（教育委員会と協議）
〇配慮事項
・窓口の一本化、患者等のプライバシーの保護　等

※学校園は、保健所が感染症法第 15 条に基づいて行う「疫学調査」に協力する

◎連絡　〇連携

教育委員会

〇患者発生時の対応の指示
〇保護者あて文書への助言
〇必要な場合は臨時休業（延長含む）について協議

≪連絡先≫
学務課（学事保健係）079-427-9342･9343
学校教育課（企画・指導係）079-427-9354

〇連携

◎連絡　◎連携

加古川健康福祉事務所

◎保健所の指示のもと実施・協力
・疫学調査、情報収集
・欠席者、体調不良者の把握　等

≪連絡先≫
帰国者･接触者相談センター（加古川健康福祉事務所内）
※　平日 9:00～17：30　079-422-0002
２４時間コールセンター　078-362-9980

〇連携

◎連絡　〇連携

学校（園）医

保健所の助言等を踏まえて
〇健康観察に関する助言
〇出席停止等に関する助言

1　幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

（１）幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い)】

＊同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日：　感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校（園）日の翌日

終了日：　専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日：　濃厚接触者と認定された日（同居家族等の感染判明日）

終了日：　症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす 14 日間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

（２）幼児児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い)】

【出席停止の期間】

開始日：　家族が 濃厚接触者と認定された日

終了日：　家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(１)」へ

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

（３）幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合

※同居の家族にかぜの症状がみられる場合も同様とする

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い)】

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日：　症状の出た日

終了日：　３日以内に快癒すれば、その翌々日

※息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、帰国者・接触者相談センターへ要相談

② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「（１）」へ

（４）登校（園）に不安を抱える幼児児童生徒への対応について

【出席停止（新型コロナウイルス感染防止のため）】

保護者の方のご心配の内容に応じて、学校園での感染症対策について丁寧に説明するなどの対応をとる。そのうえで、感染の不安・心配を理由に登校できない幼児児童生徒については、保護者の同意のもと、学校園長判断で欠席扱いとしないように配慮し、学級担任が、健康状態の把握、学習内容の進捗状況について連絡を行う。

（５）医療的ケアが日常的に必要及び基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応について

令和２年３月 24 日付元文科初第 1789 号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）の登校については以下のように取り扱う。

① 登校（園）の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障害があり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い※ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医等に相談のうえ、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校（園）の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医に相談のうえ、登校（園）の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校（園）すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」とする。

※ 重症化するリスクが高い

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校（園）教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、校（園）外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記１の「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応する。

また、教職員については、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことが重要である。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告する。

3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方

教育委員会は、学校園からの出席停止の報告をもとに、次により臨時休業を決定する。なお、第１版と内容が大きく変更しているので留意する。

（１）幼児児童生徒に感染が判明した場合の臨時休業措置

① 「１ 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」（P35）の（１）①の「感染」が判明した場合、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、濃厚接触者の範囲が特定されるまでの間、学校園の全部又は一部を臨時休業とする。

感染が判明した時点	休業措置の内容
始業時刻まで	・判明日当日から必要な期間（２～３日程度）
始業時刻以降、終業時刻まで	・判明された時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講じ、翌日から必要な期間（２～３日程度）
終業時刻以降、学校園の休業日	・翌日から必要な期間（２～３日程度）

② 換気を十分行うとともに、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。施設全

体ではなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

③ 市教育委員会は、保健所の調査や学校（園）医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校（園）内で感染が広がっている可能性について検討し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業実施の可否について決定する。

学校（園）内で感染が広がっている可能性が低い場合	感染した幼児児童生徒や濃厚接触者の出席停止 教職員が感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする
学校（園）内で感染が広がっている可能性が高い場合	学校園の全部又は一部を臨時休業

（２）幼児児童生徒及びその家族が濃厚接触者と認定された場合の臨時休業措置

学校園内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を考慮し、加古川健康福祉事務所の指示に従って対応する。

（３）教職員に感染者（感染の疑いのある者を含む）が出た場合の対応

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、市教育委員会と協議し、決定する。

「濃厚接触者」とは

「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した２日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他： 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

出典： 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
（令和 2 年 4 月 20 日版）国立感染症研究所 感染症疫学センター

レベル　３　臨時休業中の対応

国及び県からの要請・通知及び本市感染状況を踏まえて総合的に判断し、一定期間、臨時休業を行う。その場合は、以下の内容に留意する。

１　幼児児童生徒への対応

（１）学習サポート

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒の状況等も踏まえながら、学校からのメールやポスティングなどにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じる。

児童生徒には下記の内容を指導する。

・教科書を活用した学習を示すこと
・中学校３年生についてオンラインを活用した学習を示すこと
・学習内容に応じて「Ｅ　テレ」を活用した学習を示すこと
・「みんなの学習クラブ」等の学習コンテンツを活用すること
・計画的に学習すること
・発達段階に応じた学習時間を示すこと
・規則正しい生活をすること
・読書の時間を設けること
・適度な運動についても取り組むこと
・不要な外出をしないこと

（２）心のケア

オンラインシステムや電話等により、幼児児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、健康状態を把握する。自宅で過ごす幼児児童生徒がストレス等、不安を抱えている場合には、関係機関と連携し、心のケアを行う。

※相談窓口についてはｐ42 参照

（３）登校（園）日の設定

県の対処方針に基づくとともに、市全体の状況を踏まえたうえで、登校（園）日（授業日としない。）を適切に設定する。その際、「Ⅰ　２　クラスターの発生リスクを下げ

るための３原則を守る環境づくり」に基づき、感染拡大防止を徹底する。

登校（園）日においては、児童生徒の学習状況の確認や家庭学習を課すなど、学習サポートを行うとともに、幼児児童生徒の心身の健康状態の管理を行う。

また、登校（園）日は、授業日ではないことから、登校（園）しなくても欠席とならないことを保護者、幼児児童生徒へ周知すること。登校（園）できない幼児児童生徒に対しては、電話や家庭訪問等で健康面の確認、学習活動への指示等を行う。

２　教職員の対応

（１）感染リスクの回避

① ３つの原則の徹底

・マスク着用

・手洗いの励行

・食事はできる限り一人でとる

② 在宅勤務

令和２年４月 13 日付加教学第 5047 号加古川市教育長通知に基づき適切に対応する。

③ 就業エリアの分散

職員室に集まるのを避け、就業エリアを分散する。特に、同じエリアで食事をとらないよう注意する。

④ 時差出勤

（２）服務規律の確保

① 情報管理の徹底

② 公務員として市民から見られていることを意識した行動

障害の状況に応じた指導・支援

平成 30　年文部科学省令第 27　号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、文部科学省と厚生労働省による「トライアングルプロジェクト」において、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について報告が取りまとめられている。この内容及び、新型コロナウイルス感染症対応に関する通知等を踏まえ、障害のある幼児児童生徒が安心、安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意する。

1　年度当初、各校園が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該幼児児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図る。

2　「関係機関等」としては、例えば、当該幼児児童生徒等が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の相談支援事業所、就労支援機関が考えられ、当該計画を活用しながら、日常的に学校園、保護者、関係機関等が連携を図り、幼児児童生徒の生活状態の的確な把握とサポートに努める。

3　幼児児童生徒の状況確認や把握については、子どもによって障害が様々なので、例えば、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確実に行うこと。また、特別支援教育コーディネーター等が相談支援事業所等に幼児児童生徒の放課後等デイサービスの利用状況を確認するなど、課外での過ごし方について把握に努める。

なお、医療的ケアが必要で、気管切開や人工呼吸器を使用している等、呼吸器系の障害や疾患のある幼児児童生徒が登校（園）する際は、特に健康観察を徹底し、緊急時の即応体制を確認すると共に、日々の体調変化に留意しながら、主治医、学校（園）、保護者、看護師等の関係者で緊密に連携する。

4　通級による指導を受ける児童生徒のうち、他校に開設された通級指導教室に通う場合は、在籍校と通級開設校とで当該児童生徒の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め緊密に連携する。

保護者への注意喚起

現在の感染状況から、いつ、感染するかわからない状況であるので、家族や家族の職場、学校等で感染情報がある場合は、すみやかに学校へ連絡するよう、保護者へ依頼する。

また、幼児児童生徒については、学校園現場で感染リスクに備えるとともに、学校（園）外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。教職員についても、同様に注意喚起を行う。

・毎朝の検温・健康観察を行う。

・感染症対策用として、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等を持参する。

・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。

・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。

・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための３原則を遵守する。

さらに、今後、幼児児童生徒の心のケアが必要になることも想定されることから、下記の相談窓口についても保護者に知らせておく。

相談窓口

◆ こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	※平日は要時間確認、土日祝 24 時間
◆ 兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	078-382-3566	※平日 18：00～8：00
◆ ひょうごっ子悩み相談センター	0120-783-111	※9：00～21：00
	0120-0-78310	※24 時間（子供 SOS ダイヤル）
◆ 加古川市教育相談センター（不登校・心のケアに関すること）	079-421-5484	※平日 9：00～17：00
◆ 加古川市少年愛護センター（生徒指導に関すること）	079-423-3848	※平日 9：00～17：00

健康観察表

＿＿＿年＿＿＿組　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日にち	4／10	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
曜日	水														
体温	36.0度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
せき	あり (なし)	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
のどの痛み	あり (なし)	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
鼻水・鼻づまり	あり (なし)	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
体調 (息苦しさ・だるさなど)	(よい) ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい	よい ふつう わるい
その他 (におい・吸がしない、頭痛、下痢など)															
保護者サイン															

※ 登校しない日も含めて毎朝、体温を測り、健康観察の結果を記録し、保護者サインのうえ、毎日ご持参ください

※発熱等の風邪の症状がみられる場合は、電話で学校園に連絡のうえ、自宅で休養してください。

チェックリスト（例）

場所：〇〇教室

〇月	スイッチ		ドアノブ		手すり			
	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認
1（　）								
2（　）								
3（　）								
4（　）								
5（　）								
6（　）								
7（　）								
8（　）								
9（　）								
10（　）								
11（　）								
12（　）								
13（　）								
14（　）								
15（　）								
16（　）								
17（　）								
18（　）								
19（　）								
20（　）								
21（　）								
22（　）								
23（　）								
24（　）								
25（　）								
26（　）								
27（　）								
28（　）								
29（　）								
30（　）								
31（　）								

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（0.1%以上）
- アルキルグリコシド（0.1%以上）
- アルキルアミンオキシド（0.05%以上）
- 塩化ベンザルコニウム（0.05%以上）
- 塩化ベンゼトニウム（0.05%以上）
- 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム（0.01以上）
- ポリオキシエチレンアルキルエーテル（0.2%以上）
- 純石けん分（脂肪酸カリウム）（0.24%以上）
- 純石けん分（脂肪酸ナトリウム）（0.22%以上）

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200622.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをＮＩＴＥウェブサイトで公開しています（随時更新）
https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html

- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミンオキシド）、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml

使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。

本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

nite National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

台所用洗剤を使って代用することもできます。

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）

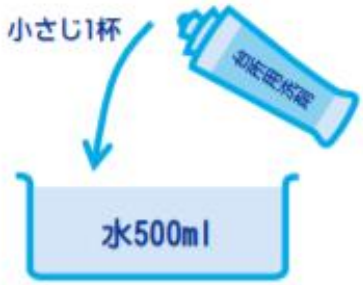

(2)対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。

(4)乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。